

再授与申請の簡素化 はじめました

教員免許更新制により「失効」してしまった
免許状をお持ちではありませんか??

「再授与」ってなに？ どうすればよいの？

- 過去に教員免許状を取得したものの、更新手続きをしなかったために「失効」した免許状の授与を再度受けることを「再授与」といいます。
- 「再授与」に当たって、新たに単位を取り直したり、講習を受けたり・・・といったことも必要ありません。



要Check!

申請手続きのみで、再び有効な免許状を所有することができます!!!

大分県教育委員会が過去に授与した免許状の再授与を申請する場合は、申請書類の一部を省略します。

どんな書類が省略できるようになったの？

授与に係る根拠規定により異なりますが、卒業証明書等の過去に免許状を取得した際に確認済である書類が省略できます。

適用される免許法の規定等		省略できる書類	代わりに提出する書類
別表第1 別表第2 別表第2の2	学位（基礎資格）と教職課程のある大学での単位修得によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書 学力に関する証明書 介護等体験に関する証明書（注1） 実務に関する証明書（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> 失効した免許状 戸籍抄本（提出書類と現在の本籍地又は氏名が変わっている場合） 在職証明書等（注3）
別表第3から 別表第8等	教育職員検定（教員経験と必要単位の修得等）によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 実務に関する証明書 ※基礎となる免許状の再授与を受けている場合に限る	

注1 小学校または中学校教諭の免許状を取得する場合

注2 教員経験により、教育実習の単位を他の単位に振り替える場合

注3 旧免許状所持者（平成21年3月31日までに初めて免許状を授与されている方）が未更新により失効し、返納手続きがされていない場合

例えば・・・

大分太郎さん（免許状取得時は「府内太郎」さん）が、令和4（平成34）年3月31日に「有効期間の満了の日」を迎え、未更新により失効した小学校教諭免許状（大分県教育委員会が授与、別表第1による）の再授与を申請する場合の必要書類

- ⇒ ・教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）
 ・失効した小学校教諭免許状
- ・履歴書（第2号様式）
 ・戸籍抄本（府内→大分への改姓を確認するもの）

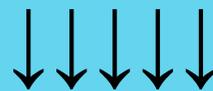
詳細は、大分県教育庁教育人事課採用試験・免許班まで
 (TEL: 097-506-5516・5518)

教員免許が復活したら・・・

学校の先生に なりませんか？

臨時講師等の任用登録はこちら

年間通じて募集しています！



多くの方の登録を
お待ちしております

または

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/20016211.html>

【問い合わせ先】

大分県教育庁
教育人事課です

教員免許に関すること

採用試験に関すること

採用試験・免許班

TEL：097-506-5516・5518

臨時講師等の登録に関すること

小中学校人事班（市町村立学校希望の場合）

TEL：097-506-5426

県立学校人事班（県立学校希望の場合）

TEL：097-506-5626